

## 指定管理者制度導入施設一覧

施設名	施設数	募集方法	次期指定管理者	新指定期間	担当課
コミュニティセンター (羽曳が丘、丹比、東部)	3	公募		【3年】 平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで	市民協働 ふれあい課
グレープヒルスポーツ公園、 駒ヶ谷テニスコート	2				スポーツ振興課
市民体育館、市民プール、 市民体育館屋外テニスコート	3	非公募	一般財団法人 羽曳野市施設管理公社  ↓ 株式会社 みのりの里 (平成28年度より統合)	【1年】 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	市民協働 ふれあい課
市民会館、古市集会所	2				スポーツ振興課
総合スポーツセンター	1		株式会社みのりの里	【3年】 平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで	情報政策課
生活文化情報センター	1				地域包括支援課
高年生きがいサロン (2、3、5、6号館)	4		社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会	【1年】 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	環境衛生課
南食ミートセンター	1		南大阪食肉卸商業協同組合		
向野共同浴場	1		向野町会	【3年】 平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで	